

## 【現行の措置】

### 大阪府緊急事態措置（5月16日から5月31日）を踏まえ、以下の通り対応。

- 府主催（共催）の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
- 府有施設について、5月16日以降、府が使用制限等を要請しない施設区分の府有施設は、準備が整い次第、順次開館。  
〈開館の留意事項〉
  - ① 府（業界団体）の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること。
  - ② 不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」（5月下旬構築予定）を導入すること。

## 【今後の対応】

5月23日以降の「大阪府における感染拡大防止に向けた取組み」を踏まえ、以下の通り対応。

### （1）府主催（共催）のイベント

- 全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小して開催。
  - ・屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数
  - ・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保
- 全国の緊急事態宣言終了日以降、全国かつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合は中止又は延期。

※ イベント開催にあたっては、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の導入や名簿作成などの追跡対策を実施。

### （2）府有施設

5月23日以降、クラスターが発生した施設以外の府有施設は、準備が整い次第、順次開館。

- 例) 5月23日以降開館 ⇒ 文化会館、多目的ホール、体育館、屋内水泳場、屋内運動施設  
5月23日以降引き続き原則休館 ⇒ 屋内運動施設のうちトレーニングルーム

#### 開館の留意事項

- ① 業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること。
- ② 不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」（5月下旬構築予定）を導入すること。

※ 5月31日（日）までのキャンセルは、キャンセル料を不徴収とする。（6月1日以降はキャンセル料を徴収）

（理由：利用者への周知期間が必要であること、現在の府の緊急事態措置の実施期間が5月31日までとされていること）